

## 国民年金保険料控除 証明書が送付されます

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料を納めたかたには、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

控除の対象となるのは、令和5年1月1日から12月31日までに納められた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。またご自身の保険料だけでなく、ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も併せて控除が受けられます。

- 令和5年1月1日～10月2日に納めたかた  
・・・11月上旬に送付予定
- 令和5年10月3日～12月31日に納めたかた  
・・・令和6年2月上旬に送付予定

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560

## 歳末たすけあい 配分事業を実施します

歳末たすけあい募金をもとに、支援を必要とする世帯などに対し配分を行います。

### (1)歳末援護金

- 対象** 次の全てを満たす世帯
- 生活困窮が著しいこと
  - 在宅で生活していること  
(施設・病院などに入所・入院しているかたは対象外)
  - 生活保護を受給していないこと
  - 世帯構成員全員が、令和5年度町・県民税が非課税であること

### (2)ひとり親世帯入学助成金

- 対象** ひとり親世帯か、父母のない子を扶養している世帯で、子が令和6年4月に小中学校に入学予定であること

**配分予定金額** (1)(2)とも1世帯 5,000円  
※募金の受入状況および申請数により、変動する場合があります。

**申込み** 11月17日(金)まで  
町社会福祉協議会 ☎62-4615

## 全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題へ取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、専用相談電話による相談を受け付けます。

- 期間** 11月15日(水)～21日(火)
- 時間** 午前8時30分～午後7時  
ただし、11月18日(土)・19日(日)は  
午前10時～午後5時まで
- 電話番号** 0570-070-810
- 相談担当者** 法務局職員および人権擁護委員  
(秘密は厳守します)

**問合せ** さいたま地方法務局 ☎048-851-1000

## 11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間です

犯罪や交通事故などの被害による心の悩みをお持ちのかたは、1人で悩まずに埼玉県警察犯罪被害者支援室までお電話ください。専門の相談員が電話により相談を受けるほか、面接での相談(要予約)も受け付けています。

### 埼玉県警察犯罪被害者支援室

#8103  
☎0120-83-8103  
☎0120-38-1858

公益社団法人  
埼玉犯罪被害者援助センター  
☎048-865-7830

性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター  
#8891

性暴力等犯罪被害専用相談電話  
<アイリスホットライン>  
☎0120-31-8341